

当別町新庁舎建設事業 公募型プロポーザル提案説明書

(令和 8 年 9 月 2 4 日修正版)

1 事業の目的

当別町役場は 1970 年に建設され、1981 年には現上下水道課事務所部分を書庫から事務所に仕様変更、2009 年には外壁等の改修・補修工事を実施しながら 55 年以上利用してきた。耐震診断において耐震基準を大きく下回る結果となり、大地震が発生したときに倒壊し、防災拠点としての機能が果たせないことが懸念されている。さらに、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリーにも非対応であり、あらゆる人に行政サービスを提供する施設としても機能を果たしていないといえる。町は、庁舎を取り巻く様々な問題点や課題を整理し、新庁舎の整備に関する基本的な方針を定めるため、令和 8 年 2 月に「当別町新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）」を定めた。

基本構想に基づき、当別町新庁舎建設事業（以下「本事業」という。）について、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して役場庁舎を整備、町は事業者から賃借等で庁舎として使用し、町の財政負担の軽減と平準化を図るものである。

また、現行の庁舎機能に加えて、多目的ホールを併設し、町民の多目的利用を図るものとする。

2 事業の概要

(1) 発注者

当別町長 後藤 正洋

(2) 事業名称

当別町新庁舎建設事業

(3) 事業内容

本事業は、事業者が施設整備業務を行った後に、町が事業者から賃借等で庁舎として使用するリース方式で行うことを基本とする。ただし、本事業は企画・設計・施工、資金計画及び維持管理等の町の財政負担の軽減と平準化について、民間事業者からの幅広い柔軟な発想に基づく提案を期待するため、リース方式以外の契約形態の提案も可能とする。

なお、本事業は解除条件付きの募集であり、協議が成立した場合においても、予算案件が議会で承認されない等の事由により、実施に至らない場合がある。

ア 旧公民館等既存建築物の解体撤去

イ 施設提供業務

事業者は 20 年間を基本として、町に庁舎施設を提供する。

ウ 什器・備品等整備支援業務

エ 維持管理業務

事業者は、町が要求水準書で提示する維持管理業務等を実施する。

オ 民間収益事業との複合化による維持管理・運営業務等の実施。【任意提案による】

(4) 事業期間

契約締結の日から20年間を基本とする。

(5) 提案上限額

8,000,000,000円(消費税及び地方消費税を含まず)

提案金額にはリース利率を含めた金額を記載すること。また、民間収益施設の整備及び維持管理運営に係る費用は事業者の負担とし、得られる収入は事業期間を通して事業者の収入とする。この民間収益施設運営業務における収益により、全体事業費の削減を行うものとする。なお、提案金額を、①設計・建設業務費、②維持管理業務費、③金利（リース手数料）、④その他（公租公課など）に区分する。消費税、金利改定、物価改定は各区分ごとに適用する。任意提案とする民間収益事業の収支は本体事業と区分し、提案する。

3 事業計画の概要

(1) 事業全体の実施スケジュール（予定）

契約の日から	設計着手、支障物件解体作業
令和10年 4月	設計完了
令和10年 5月	建築工事着手
令和12年 7月	建築工事完了
令和32年 7月	事業期間終了

(2) 敷地・施設の概要

建設地	石狩郡当別町末広
敷地面積	約13,790.16㎡
用途地域等	都市計画区域内（非線引地域）、第二種住居地域（変更予定） 建ぺい率60%、容積率200%
地勢	おおむね平坦地
施設の規模	当別町新庁舎 延べ床面積4,600㎡程度(±20%程度の増減は認める。) (民間収益施設及び多目的ホールの面積は含まない。)

(3) 計画条件

計画条件等は、「当別町新庁舎建設事業に係る要求水準書」を基本とする。

4 提案者に要求する資格

- (1) 当別町新庁舎建設事業業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者又は本業務を遂行するために複数の事業者等が連携して参加する任意の共同体とする。

- ① 応募者は、本事業に係る設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、民間収益事業に当たる者（民間収益事業を提案する場合に限り、民間収益企業を含める）（以下「民間収益企業」という。）の複数の事業者等が連携して参加する任意の共同体の場合は、構成企業の中から統括企業を定める。単独企業が応募する場合は、当該企業を統括企業として取り扱う。
- ② 応募者は、統括企業、構成企業、又は協力企業で構成する。
- ③ 同一者が複数の業務に当たることを妨げない。
- ④ 統括企業は、本事業に係る資格審査の申請、応募手続、契約協議その他町との連絡及び調整の窓口を担うとともに、特別目的会社を設立する場合には、当該特別目的会社から統括管理業務を受託するものとする。
- ⑤ 統括企業は、応募手続、特別目的会社の設立及び出資、統括管理業務並びに自らが担当する業務について責任を負うものとする。ただし、他の構成企業が担当する業務については、統括企業の責めに帰すべき事由がある場合又は基本協定、事業契約若しくは別途提出する保証書等に明示的な定めがある場合を除き、統括企業は町に対して直接又は連帯して責任を負わない。
- ⑥ 特別目的会社を設立する場合における町に対する事業契約上の一元的な履行責任は、当該特別目的会社が負うものとする。
- ⑦ 応募者の企業数の上限は任意とするが、応募者の構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書類の提出時に応募者の構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- ⑧ 本事業における当別町内企業の活用に努めること。
- ⑨ 資格審査申請書類の提出以降は、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、合併、倒産、指名停止その他応募者の責めに帰すことのできないやむを得ない事由があり、変更後の企業が同等以上の参加資格及び履行能力を有すると町が認めた場合は、この限りでない。
- ⑩ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(2) 共通の要件

応募者の構成企業は、次の各号をすべて満足すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 当別町における競争入札参加資格者の指名停止を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- ⑧ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成 27 年当別町条例第 15 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号並びにその他反社会的団体であるもの又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められるものでないこと。
- ⑨ 本業務の履行に当たり、法令等の規定により許可、認可、登録その他必要な資格を要する場合は、これを有している者であること。

(3) 個別の要件

応募者のうち、統括、解体撤去、設計、建設、工事監理、維持管理、民間収益事業の各事業にあたる者は、それぞれの要件を満たすこと

(ア) 統括業務を行う者

平成 28 年度（2016 年度）以降に、延べ面積 4,000 m²以上の公共施設又は事務所機能を含む複合施設の設計、建設、工事監理及び維持管理を一括で実施する事業において、統括業務を履行した実績を有すること。

(イ) 解体撤去業務を行う者

下の a から c の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者が共同して実施する場合において、当該業務を実施する者のうち少なくとも 1 者が a から c のいずれにも該当し、その他の者が a に該当するときは、この限りでない。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく解体工事に係る建設業の許可を受けていること。
- b 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく解体工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c 平成 28 年度（2016 年度）以降に、地方公共団体が発注した建物の解体撤去を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

(ウ) 設計業務を行う者

下の a から b の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者が共同して実施する場合において、当該業務を実施する者のうち少なくとも 1 者が a から b のいずれにも該

当し、その他の者が a に該当するときは、この限りでない。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- b 平成 28 年度（2016 年度）以降に、延床面積 4,000 m²以上の公共施設又は事務所機能を含む複合施設の実施設計を委託事業者として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

(エ) 建設業務を行う者

以下の a から c の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者が共同して当該業務を実施する場合において、当該業務を実施する者のうち少なくとも 1 者が a から c のいずれにも該当し、その他の者が a に該当するときは、この限りでない。

- a 建設業法第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づく建築一式工事に係る許可を受けていること。
- b 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c 平成 28 年度（2016 年度）以降に、延床面積 4,000 m²以上の公共施設又は事務所機能を含む複合施設の新築工事を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

(オ) 工事監理業務を行う者

以下の a から b の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者が共同して実施する場合において当該業務を実施する者のうち少なくとも 1 者が a から b のいずれにも該当し、その他の者が a に該当するときは、この限りでない。なお、工事監理業務を行う者は、施工者と同一の法人であってはならず、かつ、施工者と資本関係又は人的関係を有する者であってはならない。また、設計業務を複数の者が共同して行う場合においても同様とし、設計業務を行う者のうち 1 者が工事監理業務を兼ねることを妨げない。ただし、当該者が施工者と同一の法人であり、又は施工者と資本関係若しくは人的関係を有する場合は、この限りでない。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- b 平成 28 年度（2016 年度）以降に、延床面積 4,000 m²以上の公共施設又は事務所機能を含む複合施設の新築工事の工事監理を委託事業者として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

(カ) 維持管理業務を行う者

以下の a から b の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者が共同して実施する場合において、当該業務を実施する者のうち少なくとも 1 者が a から b いずれにも該当し、その他の者が a に該当するときは、この限りでない。

a 北海道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。

b 平成 28 年度（2016 年度）以降に、公共施設又は事務所機能を含む複合施設の維持管理業務を継続して 1 年以上受託した実績を有すること。

（キ）民間収益事業を行う者

民間収益事業を実施する事業者に関する個別要件は問わない。

5 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加希望者は失格となることがある。

- (1) 審査会委員又は事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本説明書記載の手続きを除く。）
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと、審査会が認めた場合
- (3) 要綱等の規定に違反すると、町長が認めた場合
- (4) 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ② 記入上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - ⑤ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実が判明した場合においても、同様とする。）
- (5) 他の参加希望者のプレゼンテーションを参観し、又は聴講した場合（参加希望者の社員その他関係者が当該行為をした場合を含む。）

6 特別目的会社の設立に関する要件

特別目的会社の設立は、任意とする。応募者が特別目的会社を設立する場合、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社を当別町内に設立することとし、町は当該特別目的会社を事業契約の相手方とする。

特別目的会社は、町に対し、事業契約に基づく本事業全体について一元的な履行責任を負う。統括企業及び各構成企業は、特別目的会社との間で、それぞれが担当する業務に係る業務委託契約又は請負契約を締結し、当該契約に基づき特別目的会社に対して担当業務の履行責任を負う。

統括企業は、特別目的会社から統括管理業務を受託し、各業務間の調整、町との連絡調整及び自己モニタリングを行う。統括企業の責任は、特別目的会社への出資義務、統括管理業務、自らが担当する業務及び基本協定その他の書面において統括企業が明示的に負担することに合意した義務に限定される。

統括企業は、他の構成企業が担当する設計、建設、工事監理、維持管理その他の業務について、統括企業の責めに帰すべき事由がある場合を除き、町に対して直接又は連帯して責任を負わない。

- (ア) 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。
- (イ) 特別目的会社への出資は統括企業、構成企業によるものとし、統括企業、構成企業以外の者の出資は認めない。また、統括企業出資比率は50%を超えるものとし、設立時から事業期間内はこれを維持すること。
- (ウ) 町、特別目的会社及び融資金融機関は、事業の継続的な実施及び資金調達の円滑化を図るため、必要に応じ、直接協定（本事業の継続が困難となるおそれが生じた場合における事前通知、是正期間の付与、融資金融機関による特別目的会社の経営への関与又は町の事前承諾を得た上での事業の第三者への譲渡その他の措置に関する事項を含む。）を締結する。なお、直接協定の具体的な内容については、優先交渉権者の提案する事業方式を踏まえ、基本協定締結後、事業契約締結までの間に町、特別目的会社及び融資金融機関の間で協議のうえ定めるものとする。
- (エ) すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、当別町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

7 事務局

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町企画部事業推進課 担当 寺田 航平

電話：0133-23-3198

電子メール：toshikei@town.tobetsu.hokkaido.jp

8 スケジュール

- (1) プロポーザルの公告
令和 8年 9月 18日（金）
- (2) 第1回質問書の提出期限
令和 8年 10月 2日（金）午後5時必着
- (3) 第1回質問書に対する回答期限
令和 8年 10月 9日（金）
- (4) 参加表明書の提出期限
令和 8年 10月 23日（金）午後5時必着
- (5) 提案書提出要請
令和 8年 10月 30日（金）
- (6) 第2回質問書の提出期限
令和 8年 11月 20日（金）午後5時必着
- (7) 第2回質問書に対する回答期限
令和 8年 11月 30日（月）
- (8) 提案書の提出期限

令和 9 年 2 月 12 日（金）午後 1 時必着

(9) 技術提案書のヒアリング・審査

令和 9 年 2 月 19 日（金）

9 参加表明書等の提出方法

(1) 提出書類等及び提出部数等

別添：「様式集」に示すとおりとする。

(2) 参加表明書の提出について

① 提出方法

(1)の提出書類等を次の提出場所へ持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

② 提出場所

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

当別町企画部事業推進課

③ 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時必着

(3) 第 1 回質問の受付及び回答

(ア) 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書」（別記様式第 9 号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

(イ) 質問書の受付期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時まで

(ウ) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和 8 年 10 月 9 日（金）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、当別町ホームページに掲載する。

(4) 参加要件の確認及び提案書提出の要請

① 参加希望者のうち、参加要件を確認し、提案書の提出を要請する。

② 提案書の提出を要請しない参加者に対しては、参加表明書の提出期限の翌日から起算して 2 日（休日を除く。）以内に通知するものとする。

(5) 参加者の選考

参加希望者が多数の場合、参加表明時に併せて提出された、参加者の概要、実務実績等（以下「参加表明書等」という。）を基に、業務実績及び業務担当者の経験及び能力等

について審査を行い、上位 5 者程度を選考する。

(6) 第 2 回質問の受付及び回答

① 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書」(別記様式第 9 号)により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

② 質問書の受付期間

令和 8 年 11 月 20 日(金)午後 5 時まで

③ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和 8 年 11 月 30 日(月)までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、当別町ホームページに掲載する。

10 提案書の提出方法

(1) 提出書類

提案書は、参加希望者が作成する任意の様式によるものとする。提案書の内容は「参考様式」に示すとおりとする。参加希望者は、参考様式に定める事項を漏れなく記載するものとし、提案者の独自の提案内容を含めることができる。

(2) 提案書の提出部数

正本 1 部、副本 15 部

(3) 提案書の提出について

ア 提出方法

提案書は、次の提出場所まで持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時(最終日は午後 1 時)までとする。

郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

当別町企画部事業推進課

ウ 提出期限

令和 9 年 2 月 12 日(金)午後 1 時必着

11 提案書の記入上の留意事項

(1) 要求水準書を踏まえ、以下の事項について簡潔に記述すること。

ア 事業計画

- ・ 基本方針理解

取組方針が新庁舎建設の基本方針を正しく理解したものであるか。

- ・ 事業実施体制、事業スケジュール

確実に事業を継続できる事業実施体制及び事業スケジュールが明確に示されているか。また、経営破綻などのリスクについて適切な言及がなされ、事業期間中、町に安定的に施設を提供できる計画となっているか。

- ・ リスク管理

リスクの分担者、分担方法が明示されているか。また、事業計画に変更が生じた場合のリスク対応について、具体的に提案されているか。

- ・ 事業費及びライフサイクルコスト

以下の業務についてそれぞれについて適切な費用の算出が行われているか。

ア 敷地内既存建築物の解体撤去

イ 施設提供業務

ウ 什器・備品等整備支援業務

エ 維持管理業務

オ 民間収益事業【任意】

人口減少、少子高齢化を見据えた町財政を考慮し、経済性の高い庁舎とするため、事業費縮減に関する提案や、事業期間における町が負担する費用を踏まえたライフサイクルコストが低減される提案となっているか。

- ・ 地域貢献

地域経済への貢献に効果的な取組みが提案されているか。また、町内業者の役割や業務内容が、地域経済の活性化に配慮されているか。

イ 設計、工事監理、建設

- ・ 配置計画、外構計画

来庁者の利便性及び安全性の確保を前提としつつ、周辺環境への配慮、社会情勢や町民のニーズなど、環境の変化に対応できる将来性と柔軟性、現庁舎が抱える問題点等が改善されるような全体の適切な配置、諸室配置計画及び動線計画が提案されているか。

施設の用途利用や敷地の形状、落雪や堆雪、バスやタクシーの乗り入れを考慮した外構計画が提案されているか。その他、サイン等の利用者が利用しやすい計画が提案されているか。

特別豪雪地域であることに十分な配慮をした構造や設備等が提案されているか。

- ・ 意匠計画

周辺景観と調和した形態・色彩・構成の施設の外観が提案されているか。

新庁舎が、当別町の新たな顔として、地域住民にとって親しみやすく、開かれた印象を与える公共性・シンボル性を有する意匠が提案されているか。

- ・ 諸室の環境

施設全体に誰もが安心かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインの考えを十分取り入れ、利用者が利用しやすく、安全性に十分配慮した施設が提案されているか。

- ・ 設備計画

省エネルギー性能、耐久性、更新性、メンテナンス性及び災害を考慮した設備計画が提案されているか。また、施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮した空調設備が計画されているか。

- ・ 防犯、防災計画

施設の出入口、来庁者が利用するゾーンと職員が利用する執務のゾーンの区分、防犯カメラの設置箇所、期日前投票等の休日利用等において、十分に配慮したセキュリティ計画が提案されているか。

災害発生時、防災拠点、復興拠点として機能できるよう、配置や設備等を考慮した計画となっているか。また、高い耐震安全性を確保し、被災後においても業務が継続できる性能の確保が可能な提案となっているか。

- ・ 環境配慮計画

環境資源に配慮した材料の選定、建設副産物の発生制御、再資源化等に配慮するとともに、環境への負荷低減に向けて自然光、自然通風等の自然エネルギーを考慮した施設計画が提案されているか。

ウ 維持管理

- ・ 経済的な維持管理計画

建物、建築設備、その他施設の機能、性能及び安全性を適切な状態に維持管理する、最も経済的な計画が具体的に提案されているか。

- ・ 施設の引き渡し

提案される契約手法において、要求水準が満たされる形で施設を町に引き渡すことができる計画が、具体的に提案されているか。

- ・ 非常時・緊急時の対応

非常時及び緊急時に想定される事象とその対応について、具体的な提案がなされているか。

エ 民間収益事業施設に関する提案（任意提案による）

オ その他

- ・ 独自提案

町にとって有効な独自の提案があるか。

12 プロポーザル審査会における受託者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時

令和 9 年 2 月 19 日（金）

イ 実施場所

当別町役場第二庁舎会議室（石狩郡当別町白樺町57番地3）

ウ プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、10名以内とし、各業務を行う者より1名は必ず出席することとする。ただし、上記と別にプレゼンテーションの補助者を1名出席させてもよい。

エ プレゼンテーションでは、提出した提案書およびその要点説明資料のみを使用することとし、補足説明資料の追加は認めない。

オ プレゼンテーションでは、パワーポイントを使用してもよいものとする。ただし、映写する資料については、エに定めたとおりとする。なお、プレゼンテーションに使用する機器について、スクリーン及びプロジェクターは当別町企画部事業推進係で用意するものとし、パソコン等端末機器は参加者各自で用意するものとする。

(2) 提案書の審査

提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が実現可能な説得力のある提案となっているか等）、創造性（これまでに無い独創的な提案となっているか等）を考慮して、審査委員会における選定結果を踏まえて、町は優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、文書で応募者に通知するとともに、速やかに市ホームページ等で公表する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者選定されなかった参加者に書面により通知するものとする。

13 契約

(1) 基本協定の締結

町は、基本協定書（案）について、優先交渉権者と協議の上、基本協定を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 契約資料の作成

ア 町が提示した契約書（案）について内容を確認するとともに、町及び優先交渉権者の協議により、契約書を作成するものとする。

イ 町は、前号の契約書に基づき、事業契約等を締結するものとする。

ウ 契約書の作成及び契約締結に至るまでの経費は、優先交渉権者の負担とする。

エ 本事業の契約については、当該事業に係る債務負担行為が議会において議決されることを条件として締結するものとする。

オ 本事業を遂行するために、特定目的会社を設立する場合は、仮契約締結前に設立するものとする。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において使用するものとし、提案者に無断でその用途以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書、図面の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書、図面は返却しない。
- (6) 参加要請者として選定された事業者を公表することがある。
- (7) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された提案書を情報公開が必要な範囲において一部公表する場合がある。
- (8) 提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。
- (9) 本説明書に記載の様式等は、当別町ホームページよりダウンロードしてお使いください。